

博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務基本仕様書

1 業務名

博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務

2 目的

本市では、広島城や郷土資料館など7施設において各テーマに沿った専門的な展示を行うとともに、昭和58年に策定した「広島市博物館基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき収集した実物資料を4つの収蔵庫（戸坂、高陽、可部及び船越）で管理し、その一部を旧日本銀行広島支店地下室において常設展示している。

このうち、人文社会系の博物館については、基本構想及び平成4年に策定した「広島市博物館（仮称）施設基本計画及び展示基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、博物館のセンター機能を担う施設、人文社会系の中央館、近・現代を中心とする専門館として比治山公園内に整備することとしていたものの、本市の財政状況の悪化等により事業を凍結している。また、収蔵庫を含む各施設は市内に広く分散しており、老朽化も進んでいることから、体系的な整理・展示、効率的な管理及び適切な環境下での資料保存が十分にできていない状況にある。

こうした中、策定から40年以上が経過する基本構想の取扱いを整理するとともに、上記の課題を解消すべく、現在、三の丸歴史館を整備している広島城を除く人文社会系の博物館施設について調査を行うとともに、当該調査結果を基に有識者等で構成する会議において今後の在り方について整理・検討を行うこととしている。なお、当該整理・検討を行うに当たっては、「広島市公共施設等総合管理計画」における基本方針を踏まえる必要がある。

したがって、本市の人文社会系の博物館施設が抱える課題を抽出・整理し、その解決策について他都市の事例を調査するなど、その在り方の整理・検討に係る支援業務を業者委託により実施するものである。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 博物館施設（人文社会系に限る。以下同じ。）の概要及び管理・運営状況の調査

以下ア～ウに掲げる博物館施設（公の施設に限る。）の規模、展示・収蔵内容、建設年、改修内容等の概要並びに施設の利用状況及び収支状況等の管理・運営状況について調査を行い、本市内の博物館施設と比較できるよう整理すること。なお、調査に際して、発注者が必要と認めるものについては、施設管理者へのヒアリング等を行った上で整理すること。

ア 本市内の博物館施設

郷土資料館、頼山陽史跡資料館

イ 広島広域都市圏内（広島県内に限る。）の博物館施設

安芸高田市歴史民俗博物館、海事歴史科学館（大和ミュージアム）、府中町歴史民俗資料館など、広島県生涯学習振興・社会教育行政基礎調査対象施設（約30施設）

ウ 政令指定都市の博物館施設

なお、これらの博物館施設は、発注者が受注者に最低限求める調査対象施設であり、そのほか、今後、本市の博物館施設の在り方を整理・検討するに当たり、参考になると考えられる施設について、日本全国を対象に民設・公設等を問わず、同様の調査を行い、本市内の博物館施設と比較できるよう整理すること。

(2) 収蔵庫（上記(1)を除く。）の概要及び管理状況の調査

以下ア・イに掲げる収蔵庫の規模、建設年及び改修内容等の施設概要、各施設の保存点数及び保存状況並びに各収蔵庫の特徴等について調査を行い、本市の収蔵庫と比較できるよう整理すること。

ア 広島広域都市圏内（広島県内に限る。）の収蔵庫

イ 政令指定都市の収蔵庫

なお、これらの施設は、発注者が受注者に最低限求める調査対象施設であり、そのほか、今後、本市の収蔵庫の在り方を整理・検討するに当たり、参考になると考えられる施設について、日本全国を対象に民設・公設等を問わず、同様の調査を行い、本市の収蔵庫と比較できるよう整理すること。

(3) 博物館施設の在り方に関する課題整理

上記(1)及び(2)で実施した調査結果を受け、博物館施設の在り方の整理・検討に関し、以下に掲げる課題について整理すること。

ア 施設・設備の老朽化、陳腐化に関する課題

イ 施設の位置付け、特色に関する課題

ウ 収蔵物の今後の保管に関する課題

エ 近隣市町との連携に関する課題

オ 周辺まちづくりとの調和に関する課題

カ 運営体制に関する課題 など

(4) 博物館施設の在り方検討会（仮称）の運営支援

今後、本市が設ける「博物館施設の在り方検討会（仮称）」において、博物館施設に求められる機能や必要性等について整理・検討を行う予定としており、その運営を支援するもの。

発注者の求めに応じて検討会に必要な資料の作成を支援するとともに、検討会終了後速やかに議事要旨を作成し提出すること。なお、検討会は令和7年度10月と1月の2回の開催を想定しているが、開催時期や回数が変更となる場合がある。その際は、発注者の指示に従い、柔軟に対応すること。

5 報告について

業務の進捗状況については、随時、発注者に報告し、指示を受けること。また、以下に示すものについては、期限までに内容を取りまとめた報告書を発注者に提出すること。

- ・ 4(1)及び(2)で実施する調査について : 令和7年9月中旬
- ・ 4(3)で実施する整理について : 令和7年12月上旬

なお、上記に関わらず、発注者から情報の提供を求められたときは、発注者の指示に従い、柔軟に対応すること。

6 成果物について

(1) 本業務の受託事業者は、令和8年3月末までに調査の結果に関する報告書を、紙媒体で10部とPDFデータで発注者に提出するほか、Word、Excel又はPowerPoint形式のいずれかの形式でも提出すること。

(2) 本業務完了後30日以内に業務完了報告書及び請求書を発注者に提出すること。

なお、成果物等の提出先は、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）とする。

7 委託料の支払い

発注者は、受託事業者から不備のない請求書の提出を受けてから、30日以内に支払うものとする。

8 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、発注者に帰属する。ただし、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。
- (2) 成果物は、一次利用及び二次利用共に無償で使用できるようにすること。

9 その他

- (1) 受託事業者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (2) 本業務において打合せを行った場合は、終了後速やかに議事録を作成の上、発注者に提出すること。
- (3) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出ることがある。この場合、受注者は委託費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項又は仕様書で定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議し、受託事業者はその決定に従うものとする。
- (5) 受託事業者が、上記の各条件に違反をした場合は、契約書の規定に基づき、発注者が委託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。また、発注者は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき、受託事業者に損害賠償を求める場合がある。
- (6) 受託事業者は、本業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。これは委託期間終了後も同様とする。
- (7) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。